

様式第2号（第6条関係）

誓約書

私は、「呉市商店街等道路空間の利活用に関する要綱」に基づき行われる呉市商店街等道路空間の利活用事業（以下「利活用事業」という。）の趣旨に賛同し、新型コロナウイルス感染症の感染拡大の防止のために歩道空間を利用するに当たり、以下の内容について誓約します。

記

- ・利活用事業への参加申込に当たり、呉市から示された条件に従って道路を利活用します。
- ・道路の利活用に当たっては、警察及び呉市からの指示に従います。また、市が利活用事業の実施に当たり調査が必要な場合は、市の調査に協力し、市の職員が店舗内に立ち入ることについて差し支えありません。
- ・利活用期間及び利活用時間の終了後は、速やかに利活用した場所を原状回復します。原状回復を怠った場合は、呉市において設置物を移動して差し支えありません。道路及び工作物等にき損・汚損・消滅等があった場合、事業者の責任を以てその損害を賠償します。
- ・道路法（昭和27年法律第180号）、道路交通法（昭和35年法律第105号）、屋外広告物法（昭和24年法律第189号）、呉市屋外広告物条例（平成28年呉市条例第33号）等の関係法令を遵守し、設置する物については、責任をもって管理監督を行います。
- ・道路空間の利活用については、自らの店舗事業の範囲内において行うものとし、特に第三者に利用させる場合は、近隣の店舗や商店街振興組合との良好な関係を保ちます。
- ・道路空間を利活用する際には特に歩行者等の安全に配慮し、道路の美観保持に努めます。
- ・騒音や光害等に配慮し、近隣の店舗や市民との良好な関係を保ちます。
- ・利活用時間終了後の片付けについては、参加店舗相互で確認をします。
- ・道路空間の活用で事故やトラブルが発生した場合、市に対して報告するものとし、自らの責任で解決します。
- ・申込事業者の代表者、役員または使用人その他の従業員もしくは構成員等が暴力団暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下同じ。）、暴力団員等（条例第2条第4号に規定する暴力団員などをいう。以下同じ。）、暴力団員等と密接な関係を有する者でなく、また上記の暴力団、暴力団員、及び暴力団関係者が経営に事実上参画していません。
- ・申込及び誓約書の内容に相違はありません。変更があった場合は直ちに市へ報告します。
- ・要綱第9条各号に規定する事由に該当するに至った場合は、参加の承認を取り消されることを承知しています。

以上

令和 年 月 日

呉市長様

住 所（所在地）

氏 名（名 称）

（代表者）

印